○海上保安庁告示第三十号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年九月十五日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　阿嘉漁港第一沖防波堤立標
位置
所在地　阿嘉港第一号防波堤灯台（沖縄県島尻郡座間味村）の東方約五〇〇メートル
北緯　二六―一一―二四
東経　一二七―一七―三一
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和六年十二月十二日

名称　直江津港ＩＮＰＥＸシーバース灯
位置
所在地　新潟県直江津港（ＩＮＰＥＸＪＡＰＡＮ直江津ＬＮＧ基地外航船桟橋中央）
北緯　三七―一二―二三
東経　一三八―一六―一四
変更した事項　一　附属施設　副灯二個
(一)　灯質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）
(二)　光度　実効光度一五カンデラ
(三)　光達距離　二・五海里
(四)　高さ　平均水面上から灯火まで九・一メートル
(五)　設置場所　本灯の北北東方約二一〇メートル及び南方約二四〇メートル
(六)　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
二　株式会社ＩＮＰＥＸＪＡＰＡＮ操業本部直江津ＬＮＧ基地管理
変更年月日　令和七年四月一日

名称　佐野漁港沖防波堤北仮設灯標
位置
所在地　大阪府南港第三区（佐野漁港東防波堤灯台の北西方約七九メートル）
北緯　三四―二五―二五
東経　一三五―一八―五四
変更した事項　大阪府南港第三区（阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台の東方約四三〇メートル）
北緯　三四―二五―二五
東経　一三五―一八―五四
変更年月日　令和七年十一月十日

名称　片島水道中ノ瀬東灯浮標
位置
所在地　面高白瀬灯台（長崎県西海市）の東南東方約一・四キロメートル
北緯　三三―〇五―一三
東経　一二九―三八―二七
変更した事項　一時傾斜及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年二月十日

名称　祝島南西方灯浮標
位置
所在地　ホウジロ灯台（山口県熊毛郡上関町）の西北西方約七・二キロメートル
北緯　三三―四五―〇九
東経　一三一―五六―二五
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月五日

名称　三国防波堤南西方照射灯
位置
所在地　福井県福井港三国区（三国防波堤中央）
北緯　三六―一三―一一
東経　一三六―〇七―五三
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月六日

名称　ＪＭＣ岩内沖海洋観測施設ＡＩＳ信号所
位置
所在地　後志泊港灯台（北海道古宇郡泊村）の南西方約一九キロメートル
北緯　四二―五六―四八
東経　一四〇―一九―三八
変更した事項　一時欠射中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月九日

名称　新居浜東航路第三号灯浮標
位置
所在地　新居浜港垣生埼灯台（愛媛県新居浜市）の北方約五・七キロメートル
北緯　三四―〇二―四〇
東経　一三三―一八―四三
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月十日

名称　舳倉島灯台
位置
所在地　石川県輪島市（舳倉島）
北緯　三七―五一―〇五
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月十一日

名称　余部埼北灯台
位置
所在地　兵庫県美方郡香美町（余部埼灯台の北方約四〇〇メートル）
北緯　三五―四〇―一二
東経　一三四―三二―一九
変更した事項
灯質　単せん白光　毎五秒に一せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで六・三メートル　平均水面上から灯火まで三六メートル
記事　一時消灯及び記事変更中のところ、灯質等変更のうえ復旧
変更年月日　令和八年三月十二日

名称　新宮港沖灯標
位置
所在地　和歌山県新宮市（宇久井駒埼灯台の北北東方約三・〇キロメートル）
北緯　三三―四〇―二七
東経　一三五―五九―三四
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年三月二十四日

名称　美保湾養殖いけす給餌施設灯
位置
所在地　境港中野東防波堤灯台（鳥取県境港市）の東南東方約四・〇キロメートル
北緯　三五―三一―二七
東経　一三三―一七―三三
変更した事項　一　附属施設　レーダー反射器
二　株式会社ニッスイサーモン管理
変更年月日　令和八年四月一日

名称　水島港港内航路第一号灯浮標
位置
所在地　岡山県水島港（太濃地島三角点の南東方約九八〇メートル）
北緯　三四―二六―三二
東経　一三三―四五―四一
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和八年五月十三日

名称　井ノ浦港防波堤灯台
位置
所在地　福岡県北九州市（井ノ浦港防波堤外端）
北緯　三三―五〇―四八
東経　一三〇―五九―二八